

### 第 356 回月例会・報告概要

開催日：2017 年 11 月 25 日（土曜日） 16：00～

報告者：石井 義人（弁護士 石井義人法律事務所）

テーマ：土地工作物責任と安全配慮義務違反

報告者コメント： 介護施設で事故が発生した場合、施設は、被害者あるいはその遺族から損害賠償請求を受ける可能性がある。そして、同事故が、建物の瑕疵に起因するときは、請求原因として、入居契約に基づく債務不履行、及び土地工作物責任が想定され、債務不履行の場合には過失の有無が、土地工作物責任の場合には瑕疵の存否が中心的な争点となる。一般的には、土地工作物責任における所有者の責任は無過失責任であり、過失責任である他の請求原因と比較して厳しいとされている。土地工作物責任における瑕疵、及び、債務不履行責任における過失について検討し、土地工作物に起因する介護事故について、土地工作物責任と債務不履行責任の相違を検討する。

-----  
報告概要：

#### 第 1 本稿の概要

土地工作物に起因する介護事故

→土地工作物責任（民法 715 条）と債務不履行責任（民法 415 条。安全配慮義務）

#### 第 2 裁判例

・第 1 審：東京地裁立川支判平成 26・9・11 平成 25（ワ）2306

・控訴審：東京高判平成 28・3・23 平成 26（ネ）5377

#### 第 3 両判決の内容

##### 1. 事案の概要

##### 2. 第 1 審の判断

・予見可能性（ストッパーをこじあけて外に出ようとする行為） = なし

・結果回避義務 =（不要だが一応の判断） なし

①入眠までの適切な見守り・誘導すべきか 義務なし

②食堂の施錠をすべきであったか 義務なし

③確実な転落防止措置を施すべきか 義務なし

##### 3. 控訴審の判断

・予見可能性 = ないか、あるいは極めて低い

・結果回避義務 = なし

①見守り、適切な声掛け等をすべきか 施設の状況から義務なし

②適切な転落防止措置を施すべきか 判断なし

##### ・工作物責任

→認知症専門棟の 2 階も窓が通常有すべき安全性とは

①帰宅願望を有して徘徊する利用者の存在を前提とした安全対策が必要

② 2 階の窓という通常は出入りに利用されることがない開放部から建物外に建物外に出ようとすることもありうる。

→本件：キャビネットの設置、ストッパーをずらせば開放可能

→工作物責任の瑕疵あり

#### 第4 土地工作物責任

1. 条文
2. 立法趣旨
3. 瑕疵に関する客観説と結果回避義務違反説
4. 瑕疵の認定
  - (1) 裁判例
    - ・松江地判平成 26・3・10 判時 2228・95（営造物責任の事案） 客観説
  - (2) 客観説（裁判例）と結果回避義務違反説の瑕疵の判断方法の比較
  - (3) 客観説における結果予見可能性、結果回避可能性の位置
    - ・客観説では、具体的な当事者を基準とした判断は不要としていると考えられる。  
→瑕疵の判断では、客観説と結果回避義務違反説は差異はないのではないか。
  - (4) 架空の設例の検討

#### 第5 安全配慮義務違反における過失と土地工作物における瑕疵

1. はじめに 結果回避義務違反説を前提に
2. 過失と瑕疵の判断基準
  - (1) 原則
  - (2) 基準となる者の差異
    - ・平均人と比較すると、かなり狭い範囲に限定されるのではないか。  
→実質的な相違はないと考えられる。
  - (3) 検討
    - ①一般的な結果予見可能性あり →工作物責任・安全配慮義務違反ともに肯定
    - ②一般的な結果予見可能性なし、その当事者に関し例外的に認められるような事情があった →工作物責任は否定、安全配慮義務違反は肯定
    - ③一般的な結果予見可能性あり、その当事者に関し例外的に認められないような事情があった →工作物責任は肯定、安全配慮義務違反は否定
3. 控訴審の再検討

#### 第6 別の事案（東京地判平成 27・1・19 平成 25（ワ）17647）の検討

1. 裁判例の概要
2. 瑕疵に関する判示の概要
  - ・酔客一般から瑕疵を認定
3. 安全配慮義務違反の検討

以 上